

奈良県告示第三百四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があつた。

令和八年一月六日

奈良県知事 山下真

指定医療機関の名称又は氏名	指定医療機関の所在地又は住所	変更事項	変更年月日
訪問看護ステーション人楽	大和高田市大字 大中七八一七	旧	
	（住所） 大和高田市大字 神楽二五四一三	新	
	（住所） 大和高田市大字 大中七八一七		
一日	令和五年八月		